

平成22年5月31日(月)

問合せ先：銚子市都市環境部生活環境課

電話 0479-24-8764(直通)

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

市は、平成22年5月31日付けで、次のとおり一般廃棄物許可業者に対して、許可取消しの行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 被処分者

- (1) 住所 銚子市三崎町二丁目2574番地の3
- (2) 名称 有限会社銚子クリーンサービス 取締役 岩瀬義明
- (3) 業務内容 一般廃棄物の収集、運搬、中間処理施設による破砕、分別

2 処分の内容

一般廃棄物収集運搬・処分業の許可(許可番号：第A76071501号)の取消

3 処分の理由

他の地方公共団体から産業廃棄物処理業者の許可取消処分を受けたことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)で規定する許可の欠格要件(法第7条第5項第4号二)に該当するものです。

以上